

# 岐阜県公報

第二千九百九十二号  
平成三十年十月二十三日

(火曜日)

## 目次

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(防災課) 六六七

## 告示

道路の区域変更

(道路維持課) 六六八

土砂災害警戒区域の指定解除

(砂防課) 六六八

土砂災害特別警戒区域の指定解除

(同) 六六八

土砂災害警戒区域の指定

(同) 六六八

## 教育委員会告示

岐阜県重要文化財の指定

(文化伝承課) 六六九

## 公示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

(商業・金融課) 六六九

県営土地改良事業計画の決定

(農地整備課) 六七〇

公共測量の終了

(用地課) 六七〇

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

(都市政策課) 六七一

落札者等に関する公示

(会計課) 六七一

## 規則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十九号

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県災害対策本部に関する条例施行規則(昭和三十七年岐阜県規則第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第二危機管理部の部防災班の項中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号から第十四号までを一号ずつ繰り上げ、同表健康福祉部の部地域福祉班の項中第五号を第六号とし、第四号の次に次のように加える。

5 災害ボランティア及び災害ボランティアコーディネーターとの連絡調整に関すること。

別表第三避難所支援チームの項中  
「危機管理政策課班」を「防災班」に、  
「健康福祉政策課班」を「健康福祉地域福祉班」に、  
「教育財務班」を「教育財務班」に、

「健康福祉政策班」に、「授業再開及びボランティア」を「及び授業再開」に改める。

附則  
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第五百二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十年十月二十三日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域の変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
一般国道	三三三三号	揖斐郡揖斐川町乙原字塵点一六番一地从先から同郡同町同字高見三六番一地从先まで	前 七〇・七 後 七一・四	ル（メートル）	六〇・九 六〇・九	

岐阜県告示第五百二十二号

土砂災害警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第三百九十九号）のうち次の区域の指定を解除するので、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第六項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成三十年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

八木山谷 4	各務原市松が丘	次の図のとおり	土石流
--------	---------	---------	-----

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課及び岐阜県岐阜土木事務所及び各務原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百二十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第九条第八項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定（平成二十四年岐阜県告示第四百三二号）のうち、次の区域の指定を解除するので、同条第九項において準用する同条第四項の規定により告示する。

平成三十年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
八木山谷 4	各務原市松が丘	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課及び岐阜県岐阜土木事務所及び各務原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第五百二十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

平成三十年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

教育委員会告示

岐阜県教育委員会告示第一号

岐阜県文化財保護条例（昭和二十九年岐阜県条例第三十七号）第三条第一項の規定による岐阜県重要文化財の指定を次のように行うので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年十月二十三日

岐阜県教育委員会

教育長 安 福 正 寿

岐阜県重要文化財

指定番号	種目	名称	員数	内容	所在地	所有者	住所
四二四	工芸品	刺繍仏涅槃図	一幅	掛幅装 縦 二七六・六センチメートル 横 一九四・〇センチメートル 江戸時代に制作された刺繍による大型の涅槃図である。多数の色糸と繡技を適所に使い分け	恵那市岩村町一四七番地一	宗教法 人盛巖	所在地に 同じ。

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県岐阜土木事務所及び各務原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
八木山谷4	各務原市松が丘	次の図のとおり	土石流

公 示

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

なお、その届出書等は、平成三十年十月二十三日から四月間岐阜県商工労働部商業・金融課及び可茂県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成三十年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成三十年十月十日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社クスリのアオキ

三 建物の名称及び所在地

多彩で緻密な文様表現を見せている。本紙中には刺繍による銘文が、軸木には墨書が施されており、発願や制作、修理に係る人名及び年紀を読み取ることができる。また、保存状態も良好である。

施設の運営方法に関する事項	施設の運	施設の配置に関する事項	駐輪場	駐車場	店舗面積の合計	小売業を行う者	届出事項	クスリのアオキ車ケ丘店 可児市車ケ丘二丁目一番二 大規模小売店舗の新設日 平成三十一年六月十一日 大規模小売店舗の概要
	営方法に							
項	荷さばき施設において荷さばきを行うこと	容量	位置	位置	位置	住所	その他小売業を行う者	概要
	午前六時～午後十一時	九・八立方メートル	縦覧による	縦覧による	縦覧による	石川県白山市松本町二五二番地	一、五九六平方メートル	株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木宏憲
	縦覧による	位置	位置	位置	位置			
	三箇所	位置	位置	位置	位置			
	三〇分	位置	位置	位置	位置			
	午前八時三〇分～午前〇時	位置	位置	位置	位置			
	午前〇時	位置	位置	位置	位置			
	午前九時	位置	位置	位置	位置			
	午後八時三〇分～午後〇時	位置	位置	位置	位置			
	三箇所	位置	位置	位置	位置			
	縦覧による	位置	位置	位置	位置			

とができる時間帯

県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

施行に係る地区名	縦覧場所	縦覧期間
揖斐川中央地区	揖斐川町役場	平成三〇・一〇・二三から 同三〇・一一・二〇まで

公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により池田町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年十月二十三日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 作業機関 池田町
- 二 作業種類 公共測量（空中写真撮影、同時調整、写真地図作成）
- 三 作業期間 平成三十年五月二十三日から  
同 年九月二十八日まで
- 四 作業地域

池田町

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

高山市

二 調査を行った地域

岐阜県高山市朝日町青屋の一部（青屋）

三 調査を行った期間

平成二十一年度から平成二十四年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県高山市（朝日町青屋の一部）の地籍図

岐阜県高山市（朝日町青屋の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成三十年十月二十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

高山市

二 調査を行った地域

岐阜県高山市朝日町宮之前の一部（宮之前）

三 調査を行った期間

平成二十五年から平成二十八年まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県高山市（朝日町宮之前の一部）の地籍図

岐阜県高山市（朝日町宮之前の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成三十年十月二十三日

国土調査の結果に係る地図及び簿冊の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次の国土調査の結果に係る地図及び簿冊を認証したので、同条第四項の規定により公示する。

平成三十年十月二十三日

岐阜県知事 古 田 肇

一 調査を行った者の名称

美濃加茂市

二 調査を行った地域

岐阜県美濃加茂市伊深町の一部（伊深5）

三 調査を行った期間

平成二十八年度から平成二十九年度まで

四 地図及び簿冊の名称

岐阜県美濃加茂市（伊深町の一部）の地籍図

岐阜県美濃加茂市（伊深町の一部）の地籍簿

五 認証年月日

平成三十年十月二十三日

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成三十年十月二十三日

岐阜県警察 田 田 謙

- 1 特定役務の名称及び数量 岐阜県警察航空機（ベル式412EP型）の定期整備、定期耐空検査5000時間 / 5年点検及びソフトウェア修正修理改造一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成30年8月16日
- 4 落札者を決定した日 平成30年9月27日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市長住町9番11番地  
中日本航空株式会社岐阜支店  
支店長 美濃島 優
- 6 落札金額 39,636,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
  - (1) 部署の名称 岐阜県警察本部総務室会計課契約係
  - (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

平成三十年十月二十三日発行

発行者  
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社